各種預金規定の改定のお知らせ

平素は、津山信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫は、「未利用口座管理手数料」の新設、ならびに少額残高口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」に伴い、2021年(令和3年)6月1日より「普通預金(無利息型普通預金を含む)規定」を以下のとおり改定いたします。

本件の改定による新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 主な改定内容

「普通預金 (無利息型普通預金を含む)、納税準備預金、通知預金共通規定」のうち、 「普通預金 (無利息型普通預金を含む) 規定」について、以下の条項を新設いたします。

7.(未利用口座管理手数料)

- (1) この預金は、当金庫が別途定める一定期間、利息決算以外の入出金がない場合、未利用口座となり、当金庫所定の未利用口座管理手数料を徴求します。
- (2) この預金が未利用口座となった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落とします。なお、お支払いいただいた未利用口座管理手数料は返却いたしません。
- (3) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。なお、解約された口座の再利用はできません。

8.(解約等)

後記「普通預金(無利息型普通預金を含む)、納税準備預金、通知預金共通規定」の2.(1)における届出の印章について、個人または個人事業主である預金者本人であることを当金庫が定める本人確認書類により確認でき、本人が手続きを行う場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず、本人の署名をもってこれに替えることができます。

2. 改定の対象となる預金規定等

・普通預金 (無利息型普通預金を含む)、納税準備預金、通知預金共通規定

以上

